入札公告(建設工事)

つぎのとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月19日

国立大学法人徳島大学 学 長 河 村 保 彦

1 工事概要

- (1) 工事名 徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事
- (2) 工事場所 徳島県徳島市北常三島町3丁目41番地(国立大学法人徳島大学北常三島団地構内)

徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地(国立大学法人徳島大学南常三島団地構内)

- (3) 工事概要 本工事は、北三島団地構内の運動場不陸補正、テニスコート補修、南常三島団地内の体育館電動カーテンレール補修を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)までとする。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に 基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日及び月単位の週休2日又は月 単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する完全週休2日(土日) II型である。
 - (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札 システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7,8年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の等級)がC又はD等級の認定を受けていること(会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工 実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が同種工事 の施工実績を有すること。

内 容:屋外運動場又は屋内運動場の新営又は改修工事

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。(専任の有無については、建設業法の定めによること。)
 - ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等 以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である ので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入 札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと (入札説明書参照)。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係等がないこと(入札説明書参照)。
 - (9) 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口の各府県のいずれかに建設業法に基づく本店, 支店又は営業所が所在すること。
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照)。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒770-8501 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地 国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課施設総務係 電話番号 088-656-7056

- (2) 入札説明書の交付期間,方法
 - ① 交付期間 令和7年11月19日(水) 9時00分から 令和7年12月 1日(月)17時00分まで (土曜日,日曜日,祝日及び休日を除く。)
 - ② 交付方法 入札説明書の交付に当たっては無料とする。 徳島大学ホームページ

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/financial/procurement/publication.html また図面等の交付に当たっては,入札説明書に同封する図面等交付申請書に従って購入するものとする。

- (3) 申請書及び資料の提出期間,場所及び方法
 - ① 提出期間 令和7年11月19日(水) 9時00分から 令和7年12月 1日(月)17時00分まで (土曜日,日曜日,祝日及び休日を除く。)

- ② 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は 郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)すること。 なお、申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、令和7年12月18日(木)14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)。
 - ① 開札日時 令和7年12月19日(金)10時00分
 - ② 開札場所 国立大学法人徳島大学施設マネジメント部会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 全額免除。
 - ② 契約保証金 納付。ただし,有価証券等の提供又は銀行,国立大学法人徳島大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また,公共工事履行保証証券による保証を付し,又は履行保証保険契約の締結を行った場合は,契約保証金を免除する。ただし,履行保証保険契約の締結後,直ちにその保険証券を国立大学法人徳島大学長に寄託しなければならない。この場合,保険証券の寄託に代えて,電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって,当該履行保証保険契約の相手方が定め,国立大学法人徳島大学長が認めた措置を講ずることができる。この場合において,落札者は当該保険証券を寄託したものとみなす。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札,申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者 等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からや むを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格 の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争 に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を 受けていなければならない。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事に基づく一般競争入札については、関係法令に定める もののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年11月19日
- 2 発注者

国立大学法人徳島大学長 河村保彦

- 3 工事概要等
- (1) 工事名 徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事
- (2) 工事場所 徳島県徳島市北常三島町3丁目41番地(国立大学法人徳島大学北常三島団地構内) 徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地(国立大学法人徳島大学南常三島団地構内)
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) エ 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」に 基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日及び月単位の週休2日又は月 単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する完全週休2日(土日)Ⅱ型である。
 - (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部 科学省電子入札システムホームページ(https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/)の電子入札シス テムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。

また、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願(別紙様式1)を国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課施設総務係に対し、下記7(1)①に掲げる日までに提出して行うものとする。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1 章第4条で定めるところより格付けした建築一式工事に係る令和7,8年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の等級)がC又はD等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績

を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体のうち一者が同種工事の施工実績 を有すること。

内 容:屋外運動場又は屋内運動場の新営又は改修工事

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。(専任の有無については、建設業法の定めによること。)
 - ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等 以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した上記(4)に掲げる工事を施工した 経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。) 又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
 - 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会 社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。 以下同じ。)の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員 である取締役

- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社,合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行 しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害される場合
 - 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 ①又は ②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 徳島,香川,愛媛,高知,鳥取,島根,岡山,広島,山口の各府県のいずれかに建設業法に基づく許可を有する本店,支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の 利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどして いるときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、 これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4 (7) の「上記3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- (2) 上記4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の ①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ) については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- -(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 担当部局

〒770-8501 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地 国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課施設総務係 電話 088-656-7056

E-mail fmsoumu@tokushima-u.ac.jp

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる ところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人徳島大学長から競争参加資格の有無につ いて確認を受けなければならない。

上記4 (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4 (1) 及び (3) から (10) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者 は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間: 令和7年11月19日(水)から令和7年12月1日(月)までの土曜日,日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ② 提出先: 上記6に同じ。
- ③ 提出方法: 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を 得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る ものに限る。提出期限内必着。)により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。 (頁の例:1/ \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc)

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。
 - なお, (3) ①同種工事の施工実績については,平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し,引渡しが済んでいるものに限り記載すること。
- (3) 申請書の添付資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
 - ① 同種工事の施工実績(別紙様式3)
 - 上記4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、 記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また,併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書,平面 図等の写し等)を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

- ② 配置予定の技術者(別紙様式4)
 - 上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式4に記載すること。

なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の 経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定 技術者とも競争参加資格の要件を満たすものとする。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において,他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは,入札してはならず,申請書を提出した者は,直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては,指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月9日(火)までに電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 国立大学法人徳島大学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者

に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類の作成に当たって使用するアプリケーション等は文部科学省電子 入札運用基準によるものとし、2つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記6まで持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)すること。この場合においても全ての提出書類については、書類とは別に、ファイルをCD-R1枚に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類(書式は自由)のみを電子 入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、別紙様式2に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。
- 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人徳島大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:令和7年12月16日(火) 17時00分
 - ② 提出先:上記6に同じ。
 - ③ 提出方法:書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。) することにより提出するものとする。
- (2) 国立大学法人徳島大学長は、説明を求められたときは、令和7年12月23日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 9 入札説明書に対する質問
- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間:令和7年12月9日(火)から令和7年12月11日(木)までの土曜日,日曜日 及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出先:上記6に同じ。
 - ③ 提出方法:書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。) することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおりとする。

令和7年12月16日(火)14時00分以降に、競争参加資格があると認められた者に電子メールにて通知する

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札期間 : 令和7年12月16日(火) 15時00分から

令和7年12月18日(木)14時00分まで。

(2) 入札場所 : 〒770-8501 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地

国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課(電子入札システム)

(3) 開札日時 : 令和7年12月19日(金)10時00分

(4) その他:紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上

記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、国立大学法人徳島大学 長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するこ

と。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記6に持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 全額免除。
- (2) 契約保証金 納付。(有価証券等の提供又は銀行,国立大学法人徳島大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合は、履行保証保険の締結後、直ちにその保険証券を国立大学法人徳島大学長に寄託しなければならない。この場合、保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、国立大学法人徳島大学長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保険証券を寄託したものとみなす。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を 求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにする

こと。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。

(3) 入札参加者は、提出した工事費内訳書について国立大学法人徳島大学長(これらの補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合	
1. 未提出であると認められる	(3)他の工事の内訳書である場合	
場合(未提出であると同視	(4)白紙である場合	
出来る場合を含む。)	(5)内訳書が特定できない場合	
	(6)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	
2. 記載すべき事項がかけている	(1)内訳の記載が全くない場合	
場合	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合	
3. 添付すべきでない書類が添付	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合	
されていた場合	(1)他の工事の内武者が称行されていた場合	
	(1)発注者名に誤りがある場合	
4. 記載すべき事項に誤りがある	(2)発注案件名に誤りがある場合	
場合	(3)提出業者名に誤りがある場合	
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合	
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後,落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合,低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては,提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお,談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には,必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 国立大学法人徳島大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内 訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。 また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこ と。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度 入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした 入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反 した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお,国立大学法人徳島大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても,開札の時に おいて上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限 の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべ き者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが あると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる おそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもっ て入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人徳島大学工事請負契約規則第10条に基づく価格(以下「最低基準価格」という。)を下回る場合は、同規則第11条の調査(低入札価格調査)を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」 の1を参照すること。

17 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の要否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき、1回以内に支払うものとする。

20 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

21 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に、国立大学法人徳島大学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

- ① 提出先:上記6に同じ。
- ② 提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。
- (2) 国立大学法人徳島大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により回答する。

22 再苦情申立て

国立大学法人徳島大学長からの競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記8 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により国立大学法人徳島大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

- 23 関連情報を入手するための照会窓口上記6に同じ。
- 24 手続における交渉の有無 無
- 25 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時 については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先 文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話:0570-001-184
 - ② IC カードの不具合等発生の問合せ先 取得している IC カードの認証機関。ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫してい るなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。
- (10) 電磁的方法による,契約の保証等に関する問合せは、別添資料「契約の保証及び前払金保証の電子化について」を参照の上、最寄りの保証会社へ問い合わせること。 なお、電子保証認証キー等の送付先は、fmsoumuc@tokushima-u.ac.jp 及び fmsoumu@tokushima-u.ac.jp へ送付すること。

別紙様式1 (用紙A4)

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名

徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由(必須)

上記工事は、電子入札対象案件でありますが、今回は当社においては上記理由により電子 入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いた します。

国立大学法人徳島大学 学長 河 村 保 彦 殿

令和 年 月 日

住 所 法人名等 代表者氏名

印

別紙様式2 (用紙 A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 学長 河村保彦 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

囙

令和7年11月19日付けで公告のありました「徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお,以下の1から6について誓約します。

- 1. 国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に 該当しない者であること。
- 2. 会社 更生法に基づき 更生 手続 開始の申立てがなされている者 又は民事 再生法に基づき 再生 手続 開始の申立てがなされている者 (再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受 託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- 5. 落札した場合,書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に 配置すること。
- 6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 入札説明書 記7(3)①、②に定める内容を記載した書面
- 2 上記を証明する契約書(CORINS)、施工図面、免許・資格者証等の写し (以下、提出時削除)
 - 注)なお、紙入札の場合は、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長3封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別紙様式3 (用紙A4)

同種工事の施工実績

(徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事)

会社名:

	司種工事の 判断基準	平成22年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)ただし,経常建設共同企業体にあっては,経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が同種工事の施工実績を有すること。 内容:屋外運動場又は屋内運動場の新営又は改修工事
工事名称等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名•市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	平成•令和 年 月 日 ~ 平成•令和 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
工事概要	構造•規模•用途	
	工事内容	
CO	RINS 登録の有無	有(CORINS 登録番号) · 無

同種工事の施工実績については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書(財団法人日本建設情報総合センターの「工事 実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の 内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。 **別紙様式4** (用紙 A4)

配置予定技術者の資格及び工事成績

(徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事)

会社名:

i)配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

氏			3	名	主任技術者 〇〇〇〇			
法令による資格・免許		(例)2級建築施工管理技	士(取得年及び登録番号)					
同種工事の 判断基準			たす同種工事の実績を有は、出資比率が20%以上体にあっては、経常建設共の施工実績を有すること。	請として完成・引渡が完了した次の要件を満すること(共同企業体の構成員としての実績のものに限る。)ただし、経常建設共同企業は同企業体又は構成員のうち一者が同種工事屋内運動場の新営又は改修工事				
İ	工	事	名	称				
	発	注	者	名				
	施	工	場	所	(都道府県名•市町村名)			
- -	契	約	金	額	(円)			
工事経験	工			期	平成•令和 年 月 日	日 ~ 平成·令和 年 月 日		
	受 注 形 態 等			等	単体 / 共同企業体(と	出資比率 %)		
	従	事 役 職			現場代理人·監理技術者·	主任技術者 等		
()	建	物	用	途				
概要	構造・階数等			等				
女	建	物	規	模		(m²)		
	工	事	内	容				
	工	事	成	績		(点)		
	CORINS への登録			登録	有(CORINS 登録番号)·無	Ę.		
申請時における他工事の			他工具	事の	工事名			
従事状況等					発注機関名			
					工期	令和 年 月 日~令和 年 月 日		
					従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等		
					本工事と重複する場合	例)本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け		
					の対応措置	開始予定のため本工事に従事可能。		

- 注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。
- 注2 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人徳島大学工事請負契約規則に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、国立大学法人徳島大学工事請負契約規則第11条の調査(低入札価格調査)を 実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における)直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 入札の結果,最低基準価格を下回る入札が行われた場合には,入札者に対して「保留」と 宣言し,国立大学法人徳島大学工事請負契約規則第11条の規定に基づき調査を実施する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関へ の照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所,倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1) から(10) までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9)の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況(取引金融機関,保証会社等への照会を行う。)
 - (14) 信用状況 (建設業法違反の有無,賃金不払いの状況,下請代金の支払遅延状況,その他)
 - (15) その他必要な事項

入札等辞退に関する調査票

入札件名:	
入札に参加しない場合は、入札日までに本票を提出してください。理由については、	
次のうち該当するものに○を付けてください。(複数回答可)	
1. 期間内の実施要員の確保が困難であったため	
2. 当社が有する格付けに該当しない競争参加資格であったため	
3. 技術面で対応しきれない仕様等があったため	
4. その他	
(具体的理由:	
以上相違ありません。	
令和 年 月 日	
会社名	
代表者氏名	

担当者氏名

連絡先

(紙入札の場合)

入 札 書

工 事 名 徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事

入札金額 金

円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書にしたがって上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

図面等の交付について

図面等については、以下の要領に従い申請してください。

■ 交付図面等 図面及び仕様書,現場説明書

■ 交付申請期間 令和7年11月19日(水)13:00から

令和7年12月18日(木)まで

■ 販売委託先 徳島市川内町加賀須野459-6

徳島複写・印刷産業協同組合(栄青写真社)

 電話
 088-677-5720

 FAX
 088-677-5730

■ 申請方法 図面等交付申請書に記入の上,交付予定日の1週間前から前日までの

間に、必ずFAX等で申請書を交付申請先に提出すること。また、同時 に交付申請先に電話連絡しておくこと。(図面等交付申請書が無い場合は

交付できない。)

図面等交付申請書

工事名	徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事			
	会社名			
申請者	氏 名			
	連絡先			

工事請負契約書

工 事 名 徳島大学(北常三島他)運動場整備その他工事

請負代金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金

円也)

(代金額中の消費税額は、消費税法第28条第1項及び29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者国立大学法人徳島大学学長 河村保彦 と受注者 との間に おいて、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、徳島県徳島市北常三島町3丁目41番地 国立大学法人徳島大学北常三島団地構内 及び徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地 国立大学法人徳島大学南常三島団地構内において施工 する。
- 第3条 着工時期は、令和 年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、令和8年3月31日とする。
- 第5条 契約保証金は、金(契約金額の10分の1)円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、履行保証保険の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結するものとする。
- 第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき、1回に支払うものとする。
- 第8条 完成通知書は、国立大学法人徳島大学施設マネジメント部に送付するものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人徳島大学施設マネジメント部に送付するものとする。
- 第10条 請負代金は、検査完了後、適法な請求書を受理した日の属する月の翌月25日に1回に支払 うものとする。
- 2 前項の支払い日が土曜日、日曜日、祝日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日に最 も近い休日でない前日とする。
- 第11条 別記の工事請負契約基準第三十五第8項,第五十三第3項及び第五十五第2項中の遅延利息 率は「年2.5%」である。
- 第12条 別記の工事請負契約基準第三十七を次のとおり読み替えるものとする。
 - 第三十七 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その

- 100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人徳島大学が定めた工事請負契約規則及び工 事請負契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- 第 15 条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人徳島大学所在地を管轄区域とする徳島地方裁判所とする。

上記の契約の成立を証するため、発注者と受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地 国立大学法人徳島大学 学 長 河 村 保 彦

受注者

(国立大学法人徳島大学工事請負契約規則 別記第1号)

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。 (総則)

- 第一 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」 という。)については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除 き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面に より行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定め がある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所に おいて行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第二 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳明細書及び工程表)

- 第三 受注者は、この契約締結後十五日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内 訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、 受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでな い。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)

- 第四 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と 認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年 法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証 保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受 注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第一項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第八項において「保証の額」 という。)は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
- 4 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は 第五十四第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなけれ ばならない。
- 5 受注者は、第一項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約 の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引 き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」と いう。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さな ければならない。
- 6 前項の規定により受注者が付す保証は、第五十四第三項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 7 第五項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。
- 8 請負代金額の変更があった場合には、第一項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、第五項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 9 受注者が、第一項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号若しくは第五号又は第五項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第五 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十八条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡 により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途 を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第六 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第七 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求する ことができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第七の二 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - 一 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十八条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届出
 - 三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合 その他の特別な事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出を し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注者が発注 者に提出した場合。
 - 二前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合 その他の特別な事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から三十日(発注者が、 受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認 め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発 注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに 定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確 認書類を提出しなかったとき

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の一に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに 定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を 提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 百分の五に相当する額

(特許権等の使用)

第八 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第九 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督 職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しく は検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、二名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの 監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の 一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならな い。
- 4 第二項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、 設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監 督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、 発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第十 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - 一 現場代理人
 - 二 専任の主任技術者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第一項に規定する主 任技術者をいう。以下同じ。)又は専任の監理技術者(建設業法第二十六条第二項に規定す る監理技術者をいう。以下同じ。)
 - 三 監理技術者補佐(建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。) 四 専門技術者(建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、 請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第十二第一項の請求の受理、第十 二第三項の決定及び通知、第十二第四項の請求、第十二第五項の通知の受理並びにこの契約の 解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限 の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人 について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら 行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければ ならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。) 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第十一 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第十二 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ の結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第十三 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下第十三において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とす る。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第十四 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査 を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検 査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事について は、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本 又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をすると きは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の 請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第十五 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注 者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質 又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第二項の検査により発見することが困難で あったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に 通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、 数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額 を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

- 第十六 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事 用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人 の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第十六において同じ。)があるときは、受注者 は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡 さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件 を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受 注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、 発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見 を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第十七 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第十三第二項又は第十四第一項から第三項までの規定に違反した場合 において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第十八 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 設計図書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生 じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うも の 発注者が行う
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要がある と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必 要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第十九 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計 図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは 工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな ければならない。

(工事の中止)

第二十 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、 落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であっ て、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現 場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第二十一 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その 他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると 見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第二十二 受注者は、天候の不良、第二の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の 責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理 由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由に よる場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第二十三 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受 注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又受 注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第二十四 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第二十二の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第二十三の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第二十五 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第二十六 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内 における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相 手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代

金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に 基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整 わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、第二十六の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の第二十六に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請 負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金 額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は 受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、 発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第二十七 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して 臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した 費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分 については、発注者がその費用を負担する。

(一般的損害)

第二十八 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第二十九第一項若しくは第二項又は第三十第一項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第五十八第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十九 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第五十八第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第二十九において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義

務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注 者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)
- 第三十 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準 を超えるものに限る。)であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事 材料若しくは建設機械器具(以下「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者 は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八第一項の規定により付さ れた保険等によりてん補された部分を除く。以下第三十において同じ。)の状況を確認し、そ の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注 者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該 損害の額(工事目的物等であって第十三第二項、第十四第一項若しくは第二項又は第三十八第 三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができ るものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損 害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。た だし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額 を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を 差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値が ある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十一 発注者は、第八、第十五、第十七から第二十まで、第二十二、第二十三、第二十六から第二十八まで、第三十又は第三十四の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第三十二 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者 の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、 当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があ ると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査す ることができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを 申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第三十三 受注者は、第三十二第二項(第三十二第六項後段の規定により適用される場合を含む。 第三項において同じ。)の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負代金の支払 を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第三十二第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第三十四 発注者は、第三十二第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に 損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第三十五 国立大学法人徳島大学建設工事等に係る前払金等支払い規則により、受注者は、保証 事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関す る法律第二条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証 書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求 書により発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約 の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合にお いて、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第一項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から別に定める期間内 に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第三十七まで、第四十一及び第五十三において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請 負代金額の十分の五(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)を 超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還し なければならない。ただし、本項の期間内に第三十八又は第三十九の規定による支払をしよう とするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の十分の五(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の 支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づ く、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算 した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第三十六 受注者は、第三十五第六項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の 支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託 しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。 この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第三十七 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第三十八 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第十三第二項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は 工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求し なければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この 場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から別に定める期間に部分払金を支払わなけ ればならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から十日以内に協 議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 部分払金の額≦第一項の請負代金相当額× (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、 第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。 (部分引渡し)
- 第三十九 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十二中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第三十二第五項及び第三十三中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第三十三第一項の規定により請求することができる部分引渡 しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請 負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用 される第三十三第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。
 - 部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第四十 国庫債務負担行為に係る契約において、発注者は、予算上の都合その他の必要があると きは、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払 限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。

(国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第四十一 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第三十五中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第三十五及び第三十六中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第三十八第一項の請負代金相当額(以下第四十一及び第四十二において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読

み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められて いるときには、同項の規定より準用される第三十五第一項の規定にかかわらず、受注者は、契 約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予 定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五第一項の規定にかかわらず、 受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払 金の支払を請求することができない。
- 5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予 定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長す るものとする。この場合においては、第三十六第四項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第四十二 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会 計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超 過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契 約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払 の支払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第三十八第 六項及び第七項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
 - 中間前払金を選択しない場合
 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
 ×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額
 - 二 中間前払金を選択した場合 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額-(請負代金相当 額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前 払金額)/当該会計年度の出来高予定額
- 3 第一項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部 分払を請求することはできない。

(契約不適合責任)

- 第四十三 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的 物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の 追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の 減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしない でその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第四十四 発注者は、工事が完成するまでの間は、第四十五又は第四十六の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第四十五 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 一 第五第四項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 三 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - 四 第十第一項第二号又は第三号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 五 正当な理由なく、第四十三第一項の履行の追完がなされないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第四十六 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第五第一項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 第五第四項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
 - 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達するこ とができないとき。
 - 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第四十五の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである とき。
 - 九 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 二条第二号に規定する暴力団をいう。以下第四十六において同じ。)又は暴力団員(暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下第 四十六において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲 渡したとき。
 - 十 第五十又は第五十一の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に おいて同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する

事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると き。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注 者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第四十七 第四十五各号又は第四十六各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由による ものであるときは、発注者は、第四十五及び第四十六の規定による契約の解除をすることがで きない。

(契約保証金)

- 第四十八 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。
- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人徳島大学に帰属するものとする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第四十九 第四第一項又は第四項の規定による保証が付された場合において、受注者が第四十五 各号又は第四十六各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の 規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権(前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として、受注者に既に 支払われたものを除く。)
 - 二 工事完成債務
 - 三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除 く。)

四 解除権

- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第二十九の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定 する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者

が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる 違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第五十 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると きは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第五十一 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することが できる。
 - 一 第十九の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。
 - 二 第二十の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五(工期の十分の五が六月を超 えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除 いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第五十二 第五十又は第五十一各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第五十及び第五十一の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第五十三 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第一項の場合において、第三十五(第四十一において準用する場合を含む。)の規定による 前払金があったときは、当該前払金の額(第三十八及び第四十二の規定による部分払をしてい るときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に 相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰がある ときは、受注者は、解除が第四十五、第四十六又は第五十四第三項の規定によるときにあって は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算し た額の利息を付した額を、解除が第四十四、第五十又は第五十一の規定によるときにあっては、 その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなけれ ばならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しく は毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品 を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該 貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又 は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還 に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこ れらの物件を含む。以下第四十六において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去 するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件 を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受

注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、 発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十五、第四十六又は第五十四第三項の規定によるときは発注者が定め第四十四、第五十又は第五十一の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注 者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第五十四 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
 - 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第四十五又は第四十六の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第四十五又は第四十六の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき 事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年法律 第百五十四号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年法律 第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合と みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する ことができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第二項の場合(第四十六第九号又は第十一号の規定により、この契約が 解除された場合を除く。)において、第四の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第五十五 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで ない。
 - 第五十又は第五十一の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第三十三第二項(第三十九において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が

遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて 計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第五十六 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項(独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の 請求に基づき、請負代金額の十分の一に相当する額のほか、請負代金額の百分の五に相当する 額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第七条の三 第二項又は第三項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第一項及び第二項の違約金を免れることができない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に おいて、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

- 第五十七 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十二第四項又は第五項(第三十九に おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第五十七において単 に「引渡し」という。)を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の 追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第五十七において「請 求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、 当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受け

た日から一年が経過する日まで請求等をすることができる。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等 の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及 び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注 者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法に よる請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合 に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることがで きる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。
- 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四 条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促 進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵(構造耐力 又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、十年 とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の 指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をするこ とができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通 知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第五十八 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第五十八において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるもの を含む。以下第五十八において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを 遅滞なく発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したとき は、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第五十九 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年五パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年五パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第六十 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技 術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は

管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第十二第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第十二第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第十二第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。(仲裁)

第六十一 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第六十の審査会のあっせん又は調停により 紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第六十の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づ き、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十二 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第六十三 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。 附 則(平成18年3月31日制定)

この基準は、平成18年4月1日から実施する。 附 則(平成21年3月31日改正)

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成22年4月1日改正)

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成23年5月23日改正)

- 1 この基準は、平成23年5月23日から実施する。
- 2 実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。 附 則(平成24年3月30日改正)
- この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成27年3月31日改正)

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成30年3月26日改正)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。 附 則(令和2年5月14日改正)
- 1 この基準は、令和2年5月14日から実施する。附 則(令和3年6月3日改正)
- 1 この基準は、令和3年6月3日から実施し、 令和2年12月25日から適用する。
- 2 適用日前に締結した契約については、なお従前の例による。 附 則(令和5年3月24日改正)
- 1 この基準は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

平成16年4月1日 学長裁定

(趣旨)

第1 国立大学法人徳島大学(以下「本法人」という。)で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては,国立大学法人徳島大学会計規則(平成16年度規則第6号),国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則(平成16年度規則第42号)その他の規則及び国立大学法人徳島大学工事請負契約規則(平成16年度規則第54号)に定めるもののほか,この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

- 第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、第2項及び第3項に該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第2項中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に 参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者について も、また同様とする。
 - 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合 した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理 人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の百分の五以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は別表に掲げるとおりとする。

(入札保証金等の納付)

- 第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書(以下「入札保証金納付書」という。)に添えて、出納責任者に提出しなければならない。
- 第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録された国債又は社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。
- 第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4による別表のケに規定する定期預金 債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る 債務者である銀行又は学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書類を入札 保証金納付書に添付して、学長に提出しなければならない。
- 第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4による別表のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書類を入札保証金納付書に添付して、学長に提出しなければならない。
- 第9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第6,第7及び第8に規定するもの以外 のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければ ならない。
- 第10 競争加入者は、第5から第9までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。
- 第11 競争加入者は、保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定した ときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方とな るべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を 開始した後) にこれを還付するものとする。

(入札保証金の本法人帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結 ばないときは、本法人に帰属するものとする。

(入札)

- 第14 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項(別添)に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入 札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- 4 競争加入者は、国立大学法人徳島大学・国立大学法人鳴門教育大学入札監視員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(入札辞退)

- 第16 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の 各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。
 - 一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退書を学長に直接持参又は郵送(入札執 行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出する ものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

- 第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。
- 第18 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とする ことはできない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札場の自由入退場の禁止)

- 第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入 札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。
- 第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。
- 第21 競争加入者またはその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 第22 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、 入札場を退場することができない。
- 第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。
- 第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

- 第25 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び入札名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。
- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏 の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。
- 第26 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒と し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、学長あての 親展で提出しなければならない。
- 第27 第26の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは 無効とする。
- 第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(入札書の入札金額の訂正)

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正してはならない。

(入札書の引換え等の禁止)

- 第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。 (競争入札の取りやめ等)
- 第31 学長は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

- 第32 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。
 - 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出し た入札書
 - 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
 - 三 入札件名の表示、入札金額の記載のない入札書
 - 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載のない又は判然としない入札書
 - 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。)
 - 六 入札件名の表示に重大な誤りのある入札書
 - 七 入札金額の記載が不明確な入札書
 - 八 入札金額を訂正した入札書
 - 九 納付した入札保証金の額が入札金額の百分の五に達しない場合の当該入札書
 - 十 入札公告,公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった 入札書
 - 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
 - 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書 (開札)
- 第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

- 第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限り ではない。
- 第35 予定価格が一千万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。
- 第36 予定価格が一千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。
- 第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入 札結果を通知する。

(再度入札)

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札 がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合 において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定する日時において再度 の入札を行う。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者があるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

- 第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、電子契約システムを使用し、又は学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から十日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、学長が合理的と認める期間)に、これを学長に提出するものとする。
- 第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(契約保証金の納付等)

- 第42 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきことと された場合にあっては、指定の期日までに契約金額の百分の三十以上の契約保証金又は契約保 証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。
- 第43 契約の相手方は、契約保証金を別紙第4号様式の契約保証金納付書(以下「契約保証金納付書」という。)に添えて、出納責任者に納付しなければならない。
- 第44 契約保証金に代わる担保の種類,価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に 関する定めを準用する。
- 第45 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は 保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書類を契約保証金納付書に添付して、学長 に提出しなければならない。
- 第46 契約の相手方は、保険会社との間に本法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。
- 第47 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。
- 第48 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその 呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期 になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、 出納責任者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの 限りでない。

(契約保証金の本法人帰属)

第49 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した 者が契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属するものとする。

(契約保証金の環付)

第50 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第51 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は 不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成21年3月31日改正)

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日改正)

この心得は、平成24年4月1日から実施する。 附 則(令和3年11月30日改正) この心得は、令和3年12月1日から実施する。 附 則(令和5年7月13日改正) この心得は、令和5年8月1日から実施する。

別表

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
1	政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額
		又は登録金額と異なるときは発行価額)の8
		割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定	同左
	する金融債	
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87	同左
	号)附則第2項の規定による廃止前の日本国	
	有鉄道法第1条の規定により設立された日本	
	国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関す	
	る法律(昭和59年法律第85号)附則第4	
	条第1項の規定による解散前の日本電信電話	
	公社が発行した債券でイ以外のもの	
オ	地方債	債権金額
カ	学長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額
		又は登録金額と異なるときは発行価額)の8
		割に相当する金額
キ	銀行又は学長が確実と認める金融機関(出資	小切手金額
	の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関す	
	る法律(昭和29年法律第195号)第3条	
	に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が	
	振り出し又は支払を保証した小切手	
ク	銀行又は学長が確実と認める金融機関が引き	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を
	受け又は保証若しくは,裏書をした手形	提供した日の一月後であるときは提供した日

		の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手
		形金額を一般の金融市場における手形の割引
		率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は学長が確実と認める金融機関に対す	債権証書記載の債権金額
	る定期預金債権	
コ	 銀行又は学長が確実と認める金融機関の保証	保証金額

入札保証金納付書

入札保証金が現金であるときはその金額,入札保証金として納付される担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類,有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額,又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔件名〕

上記の契約のための競争入札の入札保証金として、上記金員を納付します。

この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告(指名通知書)に示された手続きをしなかったときは、国立大学法人徳島大学に帰属するものであることを了承しました。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 御中

競争加入者

〔住 所〕 〔氏名〕

入札辞退書

〔 件名〕

このたび、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 御中

競争加入者

〔住 所〕 〔氏名〕 第3号様式

入 札 書

[件名]

入札金額

金 円也

[基準等の名称] を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の [「工事」又は「業務」] を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 御中

競争加入者

〔住 所〕 〔氏名〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称 又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載すること。
- (3) 〔基準等の名称〕には、「工事請負契約基準」、「設計業務委託契約要項」、「工事監理業務委託契約要項」又は「測量調査等請負契約要項」等を記載すること。

契約保証金納付書

契約保証金が現金であるときはその金額,契約保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類,有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額,又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

[件名]

上記の契約保証金として,上記金員を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人徳島大学に帰属するものであることを了承しました。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学 御中

競争加入者

〔住 所〕 〔氏名〕

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当せず、また、 将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いが開始されます。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

電子化の対象となる保証証書等

契約の保証

①契約保証証書

(引受先:保証事業会社)

②公共工事履行保証証券

(引受先:損害保険会社)

前払金保証 (中間前払金含む)

→ ③前払金保証証書※

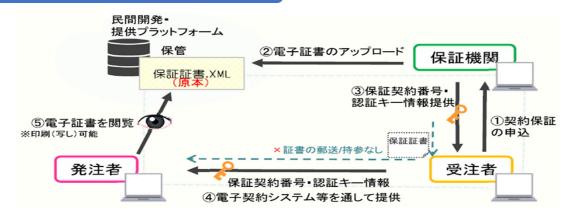
履行保証保険証券

(引受先:保証事業会社)

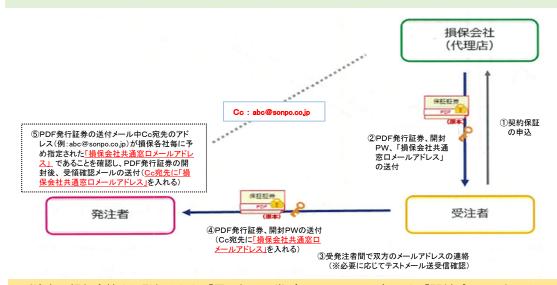
※③前払金保証証書については、原則、電子による取扱いとしてください。

電子化による取扱いのイメージ

保証事業会社が引受先の場合



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、 発注者はこれにより専用システム(D-Sure)にアクセスし、保証内容を確認します。



受注者は損保会社より発行された「電子保証証券(PDFファイル)」と「開封パスワード」を 発注者に提出し、発注者は開封確認後、受領確認メールを発信します。(損保会社にも c c 送信) (注意:損害保険会社ごとで取扱いが定められるため、上記例示とは異なるフローとなる場合があります。)